

在 留 邦 人 向 け

安 全 の 手 引

平 成 2 9 年 2 月

在 ト ロ ン ト 日 本 国 総 領 事 館

I. 序言	3
II. 防犯の手引き	
1. 海外生活における安全対策の基本的心構え	3
2. トロント市の犯罪情勢	4
3. 当地での邦人が直面する犯罪等の諸問題	4
4. 被害に遭わないための心構え	6
5. 具体的な対策	
(1) 一般的な防犯対策	6
(2) 交通事情と事故防止対策	7
(3) 誘拐に対する対策	8
(4) 強盗に対する防犯対策	8
6. テロについて	8
7. 在留届または旅レジの提出	9
III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	
1. 普段の心構え準備	10
2. 緊急時の行動	11
IV. 緊急連絡先	
1. オンタリオ州政府緊急連絡先	12
2. オンタリオ州内各警察連絡先	12
3. トロント市緊急対策本部	13
4. ピアソン空港	13
5. 在トロント日本国総領事館	13
V. 結語	13

I. 序言

一般的に、カナダは他国と比較して治安状況は良いとされており、カナダは安全というイメージがあります。幸いにして、トロント大都市圏を含むオンタリオ州で、近年、邦人がテロ等の凶悪犯罪に巻き込まれたという報告はありませんが、銃器を使用した殺人及び未遂事件は増加しており、事件の犯人が低年齢化の傾向にあります。

また、テロ、強盗、性犯罪、違法薬物所持等の重大な犯罪も、日本より高い確率で発生しておりますので、自分が外国にいるという意識を常に持ち、日本と同じ感覚で行動するのではなく、犯人から隙があると思われて狙われないよう十分に注意を払う必要があります。

皆様がこうした犯罪に巻き込まれることのないよう、「安全の手引」を参考に十分な安全対策を講じていただければ幸いです。

II. 防犯の手引き

1. 海外生活における安全対策の基本的な心構え

- (1) 実際に脅威に直面した場合には、生命と身体の安全を第一に考え、あわてず、冷静に行動して下さい。
- (2) 何よりも、自分と家族の安全は、自分達で守るとの心構えが基本（家族を含めた安全意識の高揚が必要）です。
- (3) 「予防」こそが、最善の危機管理。このための努力を惜しまないこと。
- (4) 現地に早く溶け込む（郷に入れば郷に従え）。治安情勢、対日感情等を含む様々な情報が常に得られるように、情報が得られるネットワーク作りを心掛ける。
- (5) 現地における行動の3原則は、「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」及び「警戒を怠らない」であり、新聞・ニュース等を常に意識し、現地情勢を十分に考慮した上で行動すること。
- (6) 住居の防犯対策が、生活面における安全対策の基盤（立地条件及び住人層）であると認識し、居住に不向きと感じた場合には転居することも視野に入れる。
- (7) 安全対策については、悲観的（最悪のケースを想定）に準備し、楽観的に実施する精神が重要です。
- (8) 海外生活では、生活環境の変化に伴い、友人や隣人などとの人間関係、言葉や文化の違いによる誤解等、色々な制約があるので、精神衛生及び健康管理に気をつける。

2. トロント市の犯罪情勢

トロント市警察が発表している最新の「2014年犯罪統計」によれば、トロント市の犯罪発生率は、銃器を使用した殺人事件を除き、ここ数年減少傾向にあります。

トロント市警察は、トロント市で発生した犯罪の状況を示す「[犯罪マップ](#)」を作成し、ウェブサイト上で公開しています。銃器等を利用した凶悪犯罪は常時アップデートされており、防犯にお役立てください。

- (1) 2014年の交通違反・事故を含む犯罪総数は、対前年比11.2%減の108,307件が報告されています。強姦事件(2,094件1%増)、暴行事件、アパート・商業施設への侵入、家宅侵入件数は、前年に比べ減少が見られますが、殺人事件(57件)は前年度と同数です。
- (2) 性犯罪では、12~17歳が被害者全体の21.9%、18~24歳が24.1%、となっており、麻薬に関わる犯罪者は12~17歳が8.1%、18~24歳が34.3%を占めるなど若年層が巻き込まれる傾向があります。
- (3) トロントは、日本に比べると、市中に出回っている銃器は多く、2016年に公表されている銃を使った事件は407件(前年同月比119件増)、被害者は580人(胴151人増)と大幅に増加しています。トロント市警は、発砲事件が麻薬の流通や密売に絡む組織犯罪と密接に関わっている場合が多いと指摘しています。

3. 当地での邦人が直面する犯罪等の諸問題

置き引きは、空港、駅、ホテルのロビー、レストラン等人が集まる場所で多く発生しています。また、車上荒らしは市内の至る所で発生しています。従って貴重品を入れた鞆等からは常に目を離さないよう十分な注意が必要です。

(1) 薬物犯罪

日本と同様に、当地でも覚醒剤、コカイン、ヘロイン、MDMAは使用が法律により禁止されています。大麻については、医療用での使用を認め、嗜好用についても売買を可能とするとの報道もありますが、現時点で違法であることに加え、依存性の有無及び覚醒剤等更に依存度の強い薬物への入り口となるなどの可能性もあることから、ナイトクラブ等で勧められることもあるようですが、絶対に手を出さないようにして下さい。

また、一時帰国等の際、知り合ったばかりの人物等から「友人への土産にこれを日本に持って行ってほしい」等と依頼され、知らぬ間に薬物の運び屋とされる例もありますので、依頼に安請け合いせず、断る勇気も必要です。

(2) 性犯罪

性犯罪は当地の場合特に20代前後の若者に多く発生しており、日本人は他のアジア人と比べて嫌なことでもはっきり断らない傾向があると思われることから、日本人を狙ったケースもあるようです。性犯罪の被害に遭うと心に深い傷を負いま

す。日本と同様の感覚、常識で行動することなく、海外で生活しているという自覚を持って、初対面で安易に相手を信用せず、言葉の勉強などを口実として近づいてくる人物には注意しましょう。

(3) 雇用関連

以下のような事例に注意が必要です。

(ア) 詳細な雇用条件を文書で取り決めずに働き始め、給与の不当支給（最低賃金以下の給与等）や突然の解雇に遭う（英語や当地の雇用慣習等に不慣れであるため、必要な雇用条件を確認しなかったり、確認できていなかったことが原因）。

(イ) 雇用側が、在留邦人側の雇用契約や当地事情に不慣れな事情を知りつつ、雇用側に有利な雇用条件にする。

(ウ) 新聞の求人広告に応じて、接客のためにカラオケバーなどで採用された邦人に対し、雇用者が、その邦人の不適当な滞在資格を根拠に、違法なサービスを強要したり、給与や報酬の支払いを誤魔化す。

(4) 住宅関連

以下のような事例に注意が必要です。

(ア) 住宅や部屋の所有者と偽り、貸借関係を成立させ、前納金を詐取して行方をくらます、又は、取り決めとは異なる利用条件を強要する。不法な敷金（当地には敷金という概念はなく、相当するものは、契約最終月の家賃の前払いである）の請求や不返済、突然の解約を行う。

(イ) 加害者側は、裁判に持ち込むと、時間と費用がかかることになり、さらに言語上の不利があるので、多くの短・中期滞在邦人は対応をあきらめるケースが多いことを見越して不法行為を行っており、滞在期限の問題等もあることから結果として被害者の泣き寝入りになることが多い。

(ウ) ルームシェアやホームステイ先の住人とトラブルとなるケースも散見され、住居の賃貸に際しては、知識のある人ないしは正しい情報を提供する団体などから助言を得ることが肝要。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）関連

ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には、親密な関係における、精神的／肉体的虐待（嫌がらせ行為を含む）及び、脅しによる如何なる身体的・性的な力の行使とされているものです。

オンタリオ法務省のウェブサイトには、DVは、深刻な犯罪であり、他者を脅迫すること、叩くこと、蹴ること、殴ること、押すこと、ストーカー行為、嫌がらせをすることは犯罪である旨記載されています。他者の意思に反して性的行為を行うことも犯罪であり、結婚しているか否かに左右されないとしており、これらの行為を犯す者は、逮捕され、告訴され、服役することもある由です。

結婚している場合に、警察に仲裁を依頼するつもりで通報した場合でも、訴えられた相手がDVの罪で逮捕・起訴され、多くの場合、裁判にて接触を禁じられることとなります。

4. 被害に遭わないための心構え

- (1) 犯罪は、常習的に行われることが多く、犯人の手口（やり方）は繰り返されるためパターン化する傾向があります。実際に起こった犯罪を見聞きした時は、他人事と思わず、同じような犯罪が身近でも起こりうるという警戒心を持ち、普段から周囲の言動に関心を持って対応していくことが大切です。
- (2) 旅行者の場合には、ホテルの自分の部屋に安易に他人を入れない、また、貴重品をテーブルの上に置いたままにしないようにしましょう。
- (3) 一般的に、外出時には、イヤホンで音楽を聴きながらやスマートフォンを見ながら歩く、貴重品をポケット等の他人から見えるところ所持する等の犯罪を誘発するような「隙」を作らないことが肝心です。
- (4) 「郷に入れば郷に従え」と言う言葉どおり、現地社会ではその習慣ややり方に従って、目立たないように行動することがターゲットになりにくくなる秘訣です。
- (5) 長期滞在の場合にも、現地社会に対する貢献等を通じて現地に味方を作り、地域社会に守ってもらうという取り組み方も必要と考えられます。
- (6) 当館では、ホームページを通じて、トロント市周辺の犯罪状況及び防犯対策を掲載しています。これも参考に当地での情報把握に心掛けて下さい。
<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/chian/chian.html>

5. 具体的な対策

(1) 一般的な防犯対策

当総領事館に報告されたトロントの空港、宿泊ホテル、レストラン、バー等における置き引きやスリを含めた旅券の盗難や紛失は、2016年で67件（うち盗難27件、紛失等40件）ありました。

外出時の具体的な注意事項としては、次のようなものが挙げられます。

- (ア) 飲食店においては、テーブルや椅子にハンドバック、カバン等を置いたまま席を立たない。また、貴重品の入った鞆等は椅子の背に掛けるのではなく、自分の目に見えるところに置きましょう。
- (イ) 昼夜を問わず、人通りの少ない路地を避け、なるべく大通りを歩くように心がけましょう（特に深夜の薄暗い路地は一人で歩かない）。
- (ウ) 交通事故防止の観点からも、イヤホンで音楽を聴きながらやスマートフォンを見ながら歩かないように心がけましょう。
- (エ) ズボンの後ろポケットやバッグの外側のポケット等人目に付くところにパスポート、財布、スマートフォン等の貴重品は入れないようにしましょう。
- (オ) 旅先で馴れ馴れしく近づいて来たり、わざと気を引くような行動をする人には要注意です。相手をしていたところ、偽警官等が現れ滞在許可や現金が偽物ではないか確認すると称して貴重品または現金を抜き取られる、偽物のブランド品の洋服等を売りつけるアルマーニ詐欺等の事案が発生しています。

- (カ) 現金は分散して所持するようにし、パスポート及び貴重品等は自分の目の届くところで所持するようにして下さい。パスポート及びクレジットカードについては写しをとり、別な場所に保管しておく、紛失・盗難の際に役に立ちます。
- (キ) 窃盗団による観光客を狙った手口は様々ですが、通常数人のグループで行動しており、窃盗団がこれらの行為を実行する際には、予め付近で様子をうかがっていることが多いことから、隙を見せないのに加え、自分の周辺の様子を十分注意しておくことも必要です。
- (ク) 訪問地に不慣れな団体旅行者や個人旅行者は、インターネット等で現地の最新の犯罪情報や注意事項を必ず確認してから旅行するように心がけて下さい。
- (ケ) 空港やホテルでのチェックイン・チェックアウト手続きの際、荷物を床に置いたり、目を離して書類を書いていたりと置き引きに狙われやすいので注意が必要です。
- (コ) ホテルの従業員を装い、窃盗をはたらくケースもあります。ホテルの室内とはいえ現金等の貴重品を見えるところにおいておくのは危険です。
- (サ) トロント・ピアソン空港の国内線到着時、バゲッジクレームにて荷物を引き取るために気をとられている隙に、両側にいた2人組によるスリ被害も報告されています。当地国内線ではバゲッジクレーム内まで搭乗者以外も入れることから、特に国際線から国内線への乗り継ぎ等の際に注意が必要です。

(2) 交通事情と事故防止対策

- (ア) 2014年のトロント市での交通事故の発生数は、61,737件（うち交通死亡事故は51人）。死亡事故は減っていますが、交通事故の発生数は前年より増加しています。交通法規が日本と異なり、法令も当国内各州で異なるため、自動車等を運転する際は十分注意しましょう。当地では、日本と比べ急な進路変更や割り込みが多く見受けられます。
- (イ) 自転車利用者の増加に伴い、自転車専用レーンの敷設が進んでおりますが、自動車または歩行者との接触事故などが増加しておりますので、十分な注意が必要です。
- (ウ) 万が一、交通事故に巻き込まれた場合は事故現場に留まり、「911」の緊急番号に電話し警察の指示に従ってください。
- (エ) 交通事故は、夏にスピードの出し過ぎ、冬期の降雪後の路面凍結時、ハイウェイでの追い越し時やスピードの出し過ぎによる事故が多く発生していますので、運転の不慣れな人は、左右の安全確認と十分な車間距離をとるなどの注意が必要です。
- (オ) 自動車走行中の携帯電話やナビゲーション等の操作、スピードの出し過ぎは交通違反の対象です。飲酒運転も日本と同様に重罪です。
- (カ) 1992年12月より、日本の運転免許証所持者は、筆記試験及び実技試験なしでオンタリオ州の運転免許証に切り替えが可能となっています。日本とカナダでは交通法規に違いがあるので、前もってオンタリオ州運転規則を熟知した上で運転するよう心がけましょう。

- (3) 誘拐に対する対策
- (ア) 平素から「知らない人について行かない」、「知らない人の車には乗らない」、「登下校時に寄り道しない」など、子供に対して指導や教育を徹底しましょう。
 - (イ) GPS付きの携帯電話を所持するなど、常にどこにいるか家族の行動を把握し、すぐに連絡が取れるようにしましょう。
 - (ウ) 出勤・帰宅時に、駐車している車両や周辺の歩行者等に普段と変わったところがないか観察し、車両に乗る前には、車の中や下、前後に不審物等がないか確認しましょう。
 - (エ) SNSを含め、自分の行動は、無関係な人には出来るだけ知らせず、日常の行動をパターン化しないようにしましょう。

(4) 強盗に対する防犯対策

カナダでも、狩猟用ライフル銃やナイフは簡単に入手することが出来ます。また、外国より様々な銃器が密輸入されているという話もあります。このため、強盗については、下記の点に注意しましょう。

- (ア) 不幸にも、強盗等の犯人に遭遇した際には、犯人が拳銃や刃物を所持している可能性が十分にありますので、自らの生命を守ることを最優先として、抵抗せず相手の要求に従い犯人をその場から離れさせることを第一に考えましょう。
- (イ) 自らの生命に危険が及ぶ恐れがなくなった際には直ちに「電話番号：911」で警察に通報しましょう。当国の場合、「911」では救急車や消防署への連絡も同じです。

6. テロについて

- (1) 移民国家であるカナダは、「移民社会」としてカナダが持つ自由かつ寛大さ故にテロリストにとって人材や資金調達の間になっている側面があります。国内外においてカナダ国籍を取得した者あるいはカナダ生まれの者が当国内で思想的影響を受け、テロリスト予備軍となるケースがあり、在バングラデシュ邦人、在アルジェリア邦人に対するテロ事件にもそのようなカナダ人が実行犯等として関与していたことが知られています。
- (2) カナダでの最近のテロ事件としては、2017年1月にケベック州ケベック市のケベックイスラム文化センターにおいて数多くの死傷者を出した銃撃テロ事件、2016年8月には、オンタリオ州在住の人物が、自家製の起爆装置を用いて企てたテロをカナダ連邦警察が未然に阻止した事件など、単独でのテロの発生が危惧されます。
- (3) カナダには数多くのイスラム・コミュニティが存在し、国内外においてカナダ国籍者或いはカナダに居住歴のあるイスラム過激派メンバーや支援者が多数検挙されています。最近では、資金援助、物資支援、リクルート活動などテロを支援する動きが広がっており、テロ関連活動に参加する目的で海外渡航した者が帰国後

にテロを引き起こすことが懸念されています。

(4) なお、カナダは多くの難民を受け入れており、テロリストが難民に紛れ込んで入国する可能性も懸念されていることから、カナダ政府は警戒を強化しています。

近年、国内で発生した主なテロまたは未遂事件として以下があげられます。

- 2017年1月：ケベック市のケベックイスラム文化センターでの銃撃事件
- 2016年8月：オンタリオ州内での自家製起爆装置爆破未遂事件
- 2016年7月：在バングラデシュ邦人に対するテロ事件（1名関与）
- 2016年3月：トロント北部のカナダ軍リクルートセンターにおける兵士死傷事件
- 2015年1月：ISIL報道官による欧米諸国等へのテロの呼びかけ
- 2014年10月：オタワ市中心部連邦議事堂等における銃撃テロ事件
- 2014年10月：ケベック州における軍兵士を標的としたひき逃げテロ事件
- 2013年7月：カナダデーを標的とした爆破テロ未遂事件
- 2013年4月：VIA鉄道爆破未遂事件
- 2013年1月：在アルジェリア邦人に対するテロ事件（実行犯2名として加担）
- 2010年8月：カナダ国会議事堂爆破計画（未遂）
- 2010年7月：カナダ軍募集センター爆破事件
- 2010年5月：オタワ市内における銀行ATM爆破事件
- 2006年6月：連邦議事堂や原子力発電所等を標的とした爆破テロ計画（トロント18）

以上を踏まえて、トロント及びオンタリオ州各都市におきましても、政府・軍・警察関係施設に加え、バス停・駅・空港及び観光施設・ショッピングモール・イベント会場など不特定多数の人が集まる場所を訪れる際には、周囲の状況に十分注意を払い、不審な状況を察したら速やかにその場を離れるなど、身体の安全確保に十分注意するように心がけて下さい。

7. 在留届または旅レジの提出

(1) 海外に3か月以上滞在する日本人は、旅券法第16条によって、日本国大使館または、総領事館に「在留届」を提出するよう義務づけられています。

当総領事館においては、提出された在留届に基づいて、当地における日本政府の行政サービス（旅券や証明書の作成・交付）や、日本人が事件・事故等に遭遇された場合の本人及び緊急連絡先の確認等を行っております。

従って、在留届の重要性を認識して頂き、当地に3ヶ月以上滞在する邦人の方におかれましては、当館に必ず在留届（①オンライン、②郵送、③当館窓口にて提出可能です。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>）を提出していただき、また、当館管轄地から他公館管轄地に転出または日本に本帰国される場合には転出・帰国につき当館メールアドレス（access@to.mofa.go.jp）に必ず

連絡するよう皆様のご協力をお願い致します。

(2) たびレジ

外務省は、2014年7月1日より、海外旅行者向けに、外務省海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。「たびレジ」は、在留届提出義務の対象となっていない3か月未満の短期渡航者(海外旅行者・出張者)に現地での滞在予定を登録していただき、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的とするものです。登録は任意で、次のURLから専用サイトに入ってください(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)、必要事項(旅行日程、滞在先、連絡先など)を入力することにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能となります。

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 普段の心構えと準備

(1) 連絡体制

カナダは、政治面では安定しており、隣国との戦争、内戦、クーデター等はあまり想定されず、また、地震やサイクロンなどの大規模な自然災害も少ないことから、大規模な緊急事態の発生の可能性は比較的低いと思われています。

しかしながら、グローバル化した現在、世界中で色々な形の新たなリスクの存在が指摘されています。例えば、同時多発テロ、鳥インフルエンザやエボラウィルス等の感染症、洪水、大寒波の発生等の可能性は否定できません。現実には、2013年末の大寒波による大規模停電の発生、2006年6月には、トロント市内でテロ行為を計画していたという容疑で18人の若者が逮捕されました。この種の緊急事態はいつ発生するか事前に予想することはできません。

そのため、こうした緊急事態に備え、あらかじめ家族間、会社内あるいは友人、知人間で緊急連絡方法を決めておくことが重要です。携帯電話等が通じない場合などに備えて、お互いの一時避難場所を把握しておくことをお勧めします(緊急事態発生時には、多くの携帯電話がつながりにくくなります)。また、緊急時に必要な情報等が届くよう、在留届(e-mailアドレスも記入)の提出や連絡先変更がある場合には当館への連絡を必ず励行して下さい。

なお、緊急事態発生の際には、当館より「在留届」及び「たびレジ」に記載のある連絡先に情報を提供致します。

また、当館のホームページに関連情報は、逐次、最新版に改訂しておりますので、是非一度ご覧下さい。

(2) 一時避難場所

緊急事態発生の際には、常にその状況の進展に注意を払ってテレビ、ラジオ等

で情報を収集し、危険な場所に近づかないよう心掛けて下さい。

また、万が一緊急事態に巻き込まれた場合に備えて、平素から、いくつかのケースをあらかじめ想定して会社や家族単位で一時避難場所を決めておくことをお勧めします。（自分や家族はどこにいるべきか（勤務先、通勤通学途上、自宅等）、どの様な事態があり得るか、外部との連絡手段はあるか否かなど）

（3）緊急事態における携行品など、非常用物資の準備

旅券、国内・外の安全な場所まで移動するに足る現金、貴金属など最低限必要な物は、直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管（勿論、窃盗等への注意をお忘れなく）しておきましょう。

緊急時に一定期間、自宅での待機になる場合も大いにありますので、非常用食糧・水、医薬品、燃料などを最低5日間分自宅に備蓄されることをお勧めします。

（4）自動車の整備と燃料

2005年夏のハリケーン・カトリーナがニューオーリンズ等米国南部を襲った際には、自動車避難できた人々とできなかった人々との間で状況が大きく異なりました。

いざとなった場合に、自動車は移動手段としてだけでなく、避難先にも、暖をとる場所にも、ラジオ等情報入手場所にもなりますので、日頃から自動車の整備を行うとともにできるだけ燃料を補充しておきましょう。

2. 緊急時の行動

（1）情勢の把握

緊急事態が発生し、又は、発生する恐れのある場合、総領事館は、邦人保護に万全を期するため、所要の情報収集、情報判断及び対策の策定を行い、ホームページへの掲載、「在留届」及び「たびレジ」の連絡先に基づき皆様へ情報提供をさせていただきます。できるだけ平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群集心理に巻き込まれたりすることのないようお願いします。

緊急事態発生の際には、テレビ、ラジオ、インターネット等で、冷静に関連情報を収集するよう各自心がけて下さい。（特にインターネットで情報を入手する場合は、政府機関や大手報道機関など信頼あるサイトを閲覧するように心がけましょう。）

（2）当館への連絡

現場の状況のうち当館に連絡した方が良いと思われるものは、他の在留邦人の皆様への貴重な情報となりますので、随時、総領事館まで連絡をお願いします。自分や家族、または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ恐れがある時は、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡して下さい。

緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要となります。在留邦人の皆様にご協力をお願いすることもございますので、宜しく願い致します。

（3）国外への退避

事態の悪化（例えば、近隣地域での鳥インフルエンザの発生拡大の際等）に伴い、各自の判断により自主的に、あるいは総領事館の指示により帰国、または、第三国等へ退避する場合は、確実な所在把握と安否確認のため、その旨を総領事館へ連絡して下さい。総領事館への連絡が困難な場合は、日本の外務省海外邦人安全課（電話：011-81-3-5501-8162）に連絡するようお願い致します。

外務省が「退避勧告」を発出した場合で、自家用車や一般の公共交通機関（商用機、列車、バス等）が安全な形で運行している間は、それらを使って可能な限り早急に退避して下さい。一般商業便等の運行が全て停止した場合には、臨時便やチャーター便により退避することが必要となることもあり得ます。その際には、総領事館からの連絡に従って下さい。

事態が切迫し、総領事館より退避、または、避難のための集結を総領事館ホームページ等で緊急案内する場合には、総領事館が指定する一時避難先に集結して頂く事もあり得ます。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要が生ずる場合も想定されますので、可能であれば非常用物資や防寒着を持参下さるようお願い致します。他方、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最低限にさせていただくようお願い致します。

IV. 緊急連絡先

1. オンタリオ州政府緊急連絡先

- (1) 地域安全・矯正サービス省緊急事態対応局 (Emergency Management Ontario, Ministry of Community Safety and Correctional Services) : 1-888-795-7635
- (2) オンタリオ州警察 : 911 (緊急時、オンタリオ州全域)
非緊急時 = 1-888-310-1122

2. オンタリオ州内各地域警察連絡先 (いずれの場所も緊急時は 911)

- (1) トロント市警 : 緊急 = 911、代表 = 416-808-2222、
・ Emergency Management = 416-808-4900
- (2) ピール郡警察 (Mississauga, Brampton, Caledon) : 905-453-3311
- (3) ヨーク郡警察 (Richmond Hill, Thornhill, Vaughan, Markham) : 1-866-876-5423
- (4) ホルトン郡警察 (Oakville, Burlington, Halton Hills, Milton) : 905-825-4747
- (5) ウォータールー郡警察 (Kitchener, Cambridge) : 519-622-0771
- (6) ダーラム郡警察 (Ajax, Pickering, Whitby, Oshawa) : 905-579-1520
- (7) ナイアガラ地域警察 (Niagara Falls, Niagara-on the Lake, St. Catharines) :
905-688-4111
(以下地方都市警察)
- (8) Alliston 市警 : 705-434-1939
- (9) Barrie 市警 : 705-725-7025

- (10) Guelph 市警 : 519-824-1212
- (11) Hamilton 市警 : 905-546-4925
- (12) Ingersoll 町警察 : 519-485-6554
- (13) Kawartha Lake 市警 : 705-324-5252
- (14) Kingston 市警 : 613-549-4660
- (15) London 市警 : 519-661-5670
- (16) Sarina 市警 : 519-344-8861
- (17) Sault Ste Marie 警察 : 705-949-6300
- (18) Sudbury 市警 : 705-675-9171
- (19) St. Mary' s 町警察 : 519-284-1762
- (20) Stratford 町警察 : 519-271-4141
- (21) Thunder Bay 市警 : 807-684-1200
- (22) Tillsonburg 町警察 : 519-688-6540
- (23) Windsor 市警 : 519-258-6111
- (24) Woodstock 市警察 : 519-537-2323

3. トロント市緊急対策部 (office of Emergency Management (OEM))

- ・代表 : 416-392-4554、メール : oem@toronto.ca
- ・Manager, Office of Emergency Management:416-392-3805

4. ピアソン空港

- (1) トロント市警ピアソン空港分署 (ピール郡警察代表 : 905-453-2121)
- (2) 第1 (第2) 及び第3ターミナル : 416-247-7678
- (3) 各種問い合わせ : 1-866-207-1690

5. 在トロント日本国総領事館

Suite#3300, T-D North Tower, 77 King Street West

P.O. Box 10 T-D Centre

Toronto, Ontario M5K 1A1

電話: (416) 363-7038、Fax: (416) 367-9392

(月～金 開館時間 9:00～17:00)、緊急連絡については24時間受付

ホームページ : www.toronto.ca.emb-japan.go.jp

V. 結語

全世界に在留する邦人数は引き続き増加しております。この手引きでは、在留邦

人の皆様方、日系コミュニティの皆様方がオンタリオ州で安全に生活し、また、緊急時において迅速・的確に対応していただけるよう諸点をまとめてみました。

皆様におかれましては、当館に在留届やたびレジの登録をしていただき、当地で安全に滞在する際の参考として頂ければ幸いです。